

令和2年度

行政監査結果報告書

職員による公金外現金等の取扱状況について

山口市監査委員

目 次

第1 監査の概要

1	監査の種類	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の目的	1
4	監査の対象	1
5	監査の実施期間	1
6	監査の実施方法	1
7	監査の着眼点	1

第2 監査の結果

1	調査結果	2
	(1) 団体の概要	2
	ア 団体の存続年数	2
	イ 団体の会則、規約及び会計規程の有無	3
	ウ 団体の財政規模（令和元年度収入決算額）	3
	(2) 団体における会計事務の状況	4
	ア 通帳の管理状況	4
	イ 口座届出印の管理状況	5
	ウ 現金の管理状況	7
	エ キャッシュカードの管理状況	8
	オ 現金出納簿の整備状況	9
	カ 領収書の保管状況	9
	キ 収入及び支出の決裁	10
	ク 管理監督責任者	11
	ケ 管理監督責任者等による確認	12
	コ 予算書及び決算書の作成	13
	サ 監事監査	14
2	まとめ	15

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく、行政事務の執行についての監査

2 監査のテーマ

職員による公金外現金等の取扱状況について

3 監査の目的

本市においては、市職員による公金ではない現金、預貯金、有価証券等（以下「公金外現金等」という。）の取扱いについて取扱事務処理要綱等の定めはないが、実際には本市の事務事業と関連のある任意団体等（以下「団体」という。）の事務局を市の特定の所属内に置き、その所属職員が公金外現金等を取り扱っていることが多い。

こうした公金外現金等は、地方自治法及び山口市財務規則等の適用がないものの、公金と同様に適正に取り扱わなければならないが、紛失や盗難等の事故や不祥事が発生した場合は、当然、市の管理責任が問われることとなる。

そこで、公金外現金等の管理体制を把握、分析することにより、今後の適正な事務執行及び事故等の未然防止に資することを目的として監査を実施した。

4 監査の対象

令和2年度において、市職員（会計年度任用職員を含む）が各所属内に事務局を置く団体の会計事務を行う上で取り扱う公金外現金等を対象とした。

ただし、次に掲げる団体に係る公金外現金等は除いた。

- (1) 学校に事務局を置く団体
- (2) 市の事業に直接関係しない親睦会及び同好会等の団体（職員共済会のように市の正職員のみを構成員とする組織も含む）
- (3) 行政機関のみで構成され、複数の地方公共団体が持ち回り等で事務局を担当する団体

5 監査の実施期間

令和2年12月から令和3年3月まで

6 監査の実施方法

監査に当たっては、山口市監査委員監査基準に準拠し実施した。

各部局の政策管理室等を通して各小中学校を除く全所属に対し、職員による公金外現金等の取扱状況に係る調査票及び関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員への聞き取り調査を行った。

7 監査の着眼点

- (1) 団体による公金外現金等の取扱いに係る規程があり、順守されているか。
- (2) 現金、預貯金通帳、届出印等の保管場所や管理者は適切か。
- (3) 現金の出納は決裁を受けるなど適正に行われているか。
- (4) 会計事務のチェック体制が確立され履行されているか。

(注) 文中及び表中の比率(%)は、原則として表示単位の小数点以下第2位を四捨五入している。したがって、内訳の計と総数が一致しない場合がある。

第2 監査の結果

1 調査結果

調査の結果、監査対象となる公金外現金等を取り扱っている団体を所管するのは、全23部局等のうち16部局で、団体数は合計で247団体であった。

【部局別団体数】

部局等	団体数	部局等	団体数
総務部	0	徳地総合支所	34
総合政策部	1	阿東総合支所	40
交流創造部	5	上下水道局	0
地域生活部	96	会計課	0
環境部	2	消防本部	3
健康福祉部	3	市議会事務局	0
こども未来部	3	教育委員会事務局	9
経済産業部	16	選挙管理委員会事務局	1
都市整備部	1	監査委員事務局	0
小郡総合支所	10	農業委員会事務局	0
秋穂総合支所	13	公平委員会事務所	0
阿知須総合支所	10		
		合計	247

(1) 団体の概要

ア 団体の存続年数

団体の設立からの存続年数については、10年以上30年未満が96団体(38.9%)で、30年以上が85団体(34.4%)であった。

【存続年数】

区分	団体数	構成比率
5年未満	6	2.4%
5年以上10年未満	27	10.9%
10年以上30年未満	96	38.9%
30年以上	85	34.4%
不明	33	13.4%
合計	247	100.0%

イ 団体の会則、規約及び会計規程の有無

団体の設置根拠となる会則や規約については、31 団体（12.6%）において整備されていなかった。

また、団体独自の会計規程が整備されているのは5 団体（2.0%）であった。

【会則、規約及び会計規程の有無】

区分		団体数	構成比率
会則・規約	有	216	87.4%
	無	31	12.6%
合計		247	100.0%
会計規程	有	5	2.0%
	無	242	98.0%
合計		247	100.0%

【意見】

会則や規約は、団体の事務局を市に置く根拠となるものであることから、未整備の団体については、会計事務に関する規定も含め整備されたい。

ウ 団体の財政規模（令和元年度収入決算額）

団体の財政規模については、収入決算額が10 万円以上50 万円未満の団体が86 団体（34.8%）と最も多く、次に多いのは、100 万円以上500 万円未満の団体で、65 団体（26.3%）であった。

【令和元年度収入決算額】

区分	団体数	構成比率
10 万円未満	48	19.4%
10 万円以上50 万円未満	86	34.8%
50 万円以上100 万円未満	38	15.4%
100 万円以上500 万円未満	65	26.3%
500 万円以上	10	4.0%
合計	247	100.0%

（注）令和2 年度設立の2 団体については、令和2 年度収入予定額を対象とした。

(2) 団体における会計事務の状況

ア 通帳の管理状況

預貯金通帳については、247 団体中 241 団体 (97.6%) において保有していた。

通帳の保管場所で最も多かったのは、金庫で 164 団体 (68.0%) であったが、施錠されていない場所で保管している団体が 17 団体あった。

通帳を机の引き出し等で保管している 56 団体のうち、共有の机等で保管している団体が最も多く、22 団体 (39.3%) であった。

通帳の管理者で最も多かったのは、課長級以上の職員で 159 団体 (66.0%) であり、事務取扱者で最も多かったのは、主任級及び一般職員で 90 団体 (37.3%) であった。

【通帳の保管場所】

区分	団体数	構成比率	施錠の有無	
			有	無
金庫	164	68.0%	164	0
キャビネット	19	7.9%	8	11
机の引き出し等	56	23.2%	50	6
執務室以外	2	0.8%	-	-
合計	241	100.0%	222	17

(注) 執務室以外は、職員でない団体会計担当者の自宅等による保管である。

【通帳を机の引き出し等で保管している団体の机等の管理者】

区分	団体数	構成比率
課長級以上	5	8.9%
課長補佐級	12	21.4%
係長級	2	3.6%
主任級及び一般職員	11	19.6%
会計年度任用職員	4	7.1%
共有の机等	22	39.3%
合計	56	100.0%

(注) 課長補佐級には、地域交流センター分館長を含む。

【通帳の管理者及び事務取扱者】

区分	管理者		事務取扱者	
	団体数	構成比率	団体数	構成比率
課長級以上	159	66.0%	3	1.2%
課長補佐級	41	17.0%	70	29.0%
係長級	3	1.2%	55	22.8%
主任級及び一般職員	28	11.6%	90	37.3%
会計年度任用職員	8	3.3%	20	8.3%
職員以外	2	0.8%	3	1.2%
合計	241	100.0%	241	100.0%

(注) 課長補佐級には、地域交流センター分館長を含む。

(注) 職員以外は、団体会計担当者である。

【意見】

施錠できない場所で保管しているものは、早急に施錠可能な場所での保管に改められたい。

管理者が所属長以外の職員であるものは、早急に管理者を所属長に定められたい。

イ 口座届出印の管理状況

口座届出印の保管場所で最も多かったのは、金庫で117団体(48.5%)であったが、施錠されていない場所で保管している団体が30団体あった。

口座届出印を机の引き出し等で保管している75団体のうち、共有の机等で保管している団体が最も多く、26団体(34.7%)であった。

口座届出印の管理者で最も多かったのは、課長級以上の職員で165団体(68.5%)であり、事務取扱者で最も多かったのは、主任級及び一般職員で90団体(37.3%)であった。

【口座届出印の保管場所】

区分	団体数	構成比率	施錠の有無	
			有	無
金庫	117	48.5%	117	0
キャビネット	45	18.7%	30	15
机の引き出し等	75	31.1%	60	15
執務室以外	4	1.7%	-	-
合計	241	100.0%	207	30

(注) 執務室以外は、職員でない団体代表者や団体会計担当者の自宅等による保管である。

【届出印を机の引き出し等で保管している団体の机等の管理者】

区分	団体数	構成比率
課長級以上	17	22.7%
課長補佐級	18	24.0%
係長級	2	2.7%
主任級及び一般職員	8	10.7%
会計年度任用職員	4	5.3%
共有の机等	26	34.7%
合計	75	100.0%

(注) 課長補佐級には、地域交流センター分館長を含む。

【口座届出印の管理者及び事務取扱者】

区分	管理者		事務取扱者	
	団体数	構成比率	団体数	構成比率
課長級以上	165	68.5%	8	3.3%
課長補佐級	39	16.2%	70	29.0%
係長級	3	1.2%	51	21.2%
主任級及び一般職員	24	10.0%	90	37.3%
会計年度任用職員	6	2.5%	18	7.5%
職員以外	4	1.7%	4	1.7%
合計	241	100.0%	241	100.0%

(注) 課長補佐級には、地域交流センター分館長を含む。

(注) 職員以外は、団体代表者、団体会計担当者である。

【意見】

施錠できない場所で保管しているものは、早急に施錠可能な場所での保管に改められたい。

管理者が所属長以外の職員であるものは、早急に管理者を所属長に定められたい。

ウ 現金の管理状況

現金については、取扱いがないか当日中に口座への入金処理を行っている団体は247団体中103団体（41.7%）であり、1日以上保管している団体は144団体（58.3%）であった。

現金の保管場所で最も多かったのは、金庫で業務時間中が116団体（80.6%）、業務終了後が121団体（84.0%）であったが、業務終了後においても施錠されていない場所で保管していた団体が7団体あった。

業務終了後に現金を机の引き出し等で保管している11団体のうち、主任級及び一般職員の机で保管している団体が最も多く、7団体（63.6%）であった。

現金の管理者で最も多かったのは、課長級以上の職員で89団体（61.8%）であり、事務取扱者で最も多かったのは、主任級及び一般職員で64団体（44.4%）であった。

現金を保管していた最長期間で最も多かったのは、1週間以上1か月未満で73団体（50.7%）であり、1年以上保管していた団体が12団体（8.3%）あった。

【業務時間中の現金保管場所】

区分	団体数	構成比率
金庫	116	80.6%
キャビネット	11	7.6%
机の引き出し等	17	11.8%
合計	144	100.0%

【業務終了後の現金保管場所】

区分	団体数	構成比率	施錠の有無	
			有	無
金庫	121	84.0%	121	0
キャビネット	12	8.3%	6	6
机の引き出し等	11	7.6%	10	1
合計	144	100.0%	137	7

【現金を机の引き出し等で保管している団体の机等の管理者（業務終了後）】

区分	団体数	構成比率
課長級以上	1	9.1%
課長補佐級	1	9.1%
係長級	1	9.1%
主任級及び一般職員	7	63.6%
共通の机等	1	9.1%
合計	11	100.0%

【現金の管理者及び事務取扱者】

区分	管理者		事務取扱者	
	団体数	構成比率	団体数	構成比率
課長級以上	89	61.8%	1	0.7%
課長補佐級	27	18.8%	39	27.1%
係長級	2	1.4%	33	22.9%
主任級及び一般職員	26	18.1%	64	44.4%
会計年度任用職員	0	0.0%	7	4.9%
合計	144	100.0%	144	100.0%

(注) 課長補佐級には、地域交流センター分館長を含む。

【現金を保管していた最長期間】

区分	団体数	構成比率
3日未満	9	6.3%
3日以上1週間未満	19	13.2%
1週間以上1か月未満	73	50.7%
1か月以上3か月未満	24	16.7%
3か月以上6か月未満	3	2.1%
6か月以上1年未満	4	2.8%
1年以上	12	8.3%
合計	144	100.0%

【意見】

現金の管理は原則として口座によることとされ、やむを得ない事情により現金を執務室内に保管する場合は、必ず施錠できる場所で管理されたい。

エ キャッシュカードの管理状況

キャッシュカードを保有している団体は5団体であり、その保管場所については、金庫が4団体で、机の引き出しが1団体であった。

【意見】

キャッシュカードは、急な出金の際には、すぐに対応できる利点がある一方で、事故等の発生もあり得ることから、必要性について改めて検討されたい。引き続き保有する場合には、厳格な管理運用に努められたい。

オ 現金出納簿の整備状況

現金出納簿については、76 団体（30.8%）で整備されていなかった。

【現金出納簿の整備状況】

区分	団体数	構成比率
有	171	69.2%
無	76	30.8%
合計	247	100.0%

【意見】

現金出納簿は、収支の状況や金銭の用途を明らかにし現金残高の確認に必要不可欠な書類であるため、未整備の団体については早急に整備されたい。

カ 領収書の保管状況

領収書については、取扱いがない団体を除く全ての団体において、保管されていた。

【領収書の保管状況】

区分	団体数	構成比率
保管している	235	95.1%
保管していない	0	0.0%
取扱いがない	12	4.9%
合計	247	100.0%

キ 収入及び支出の決裁

収入及び支出の際における事務責任者による決裁については、収入支出ともに書面による決裁を受けている団体が最も多く、155 団体（62.8%）であったが、収入支出ともに書面による決裁を受けていない団体が 81 団体（32.8%）であった。

決裁権者については、課長級の職員が最も多く、96 団体（57.8%）であった。

【収入及び支出における書面決裁の有無】

区分		団体数	構成比率
収入の決裁	支出の決裁		
有	有	155	62.8%
有	無	2	0.8%
無	有	9	3.6%
無	無	81	32.8%
合計		247	100.0%

【決裁権者のうち最も件数の多いもの】

区分	団体数	構成比率
外部の会長又は事務局長	54	32.5%
部長級又は部次長級	3	1.8%
課長級	96	57.8%
課長補佐級	13	7.8%
合計	166	100.0%

(注) 課長補佐級は、全て地域交流センター分館長である。

【意見】

事務責任者による決裁については、口頭ではなく必ず書面により行われるよう改められたい。

ク 管理監督責任者

会計事務を担当する職員とは別に、会計に係る管理監督責任者を定めているのは、103 団体（41.7%）であり、このうち課長級の職員が管理監督責任者である団体が最も多く、89 団体（86.4%）であった。

【管理監督責任者の有無】

区分	団体数	構成比率
有	103	41.7%
無	144	58.3%
合計	247	100.0%

【管理監督責任者の職名】

区分	団体数	構成比率
外部の会長	2	1.9%
部長級又は次長級	1	1.0%
課長級	89	86.4%
課長補佐級	11	10.7%
合計	103	100.0%

(注) 課長補佐級は、全て隣保館長及び地域交流センター分館長である。

【意見】

管理監督責任者を定めていない団体は、早急に担当職員とは別に所属長等による管理監督責任者を定められたい。

ケ 管理監督責任者等による確認

管理監督責任者等による現金、通帳、金券類及び会計事務に係る書類等に対する定期的な確認を実施しているのは、87 団体（35.2%）であり、このうち確認の頻度について最も多かったのは、1 年以内で 43 団体（49.4%）であった。

【管理監督責任者等による定期的な確認の有無】

区分	団体数	構成比率
有	87	35.2%
無	160	64.8%
合計	247	100.0%

【確認の頻度】

区分	団体数	構成比率
毎月	22	25.3%
3 か月以内	9	10.3%
6 か月以内	13	14.9%
1 年以内	43	49.4%
合計	87	100.0%

【意見】

会計事務の遅延や不適切な処理が発生しないよう、定期的に確認を行うよう改められたい。

コ 予算書及び決算書の作成

予算書及び決算書については、213 団体 (86.2%) において作成されていたが、決算書のみ作成の団体が 20 団体 (8.1%) であり、予算書、決算書ともに作成していない団体が 14 団体 (5.7%) であった。

また、決算書を作成している団体における決算書の承認方法については、総会において承認が最も多く、181 団体 (77.7%) であった。

【予算書及び決算書の作成状況】

区分	団体数	構成比率
予算書、決算書ともに作成	213	86.2%
決算書のみ作成	20	8.1%
予算書、決算書ともに作成していない	14	5.7%
合計	247	100.0%

(注) 令和 2 年度設立団体においては、決算書作成予定を含む。

(注) 予算書、決算書ともに作成していない団体のうち 5 団体は、補助金実績報告書等の収支報告書類を作成している。

【決算書の承認方法】

区分	団体数	構成比率
総会において承認	181	77.7%
総会以外の会議等で承認	31	13.3%
決裁で承認	16	6.9%
承認行為がない	5	2.1%
合計	233	100.0%

(注) 承認行為がない団体のうち 4 団体は、補助金等の交付元に対して実績報告書の提出を行っている。

【意見】

決算については、団体の当該年度の収支状況や年度末における財政状態を明らかにするものであることから、決算書を作成するとともに、団体において決算報告を行い、承認されるよう改められたい。

サ 監事監査

監事を設置している団体は、197 団体（79.8%）であったが、このうち 5 団体は監事監査を実施していなかった。

監事の役職等については、行政外の関係者が最も多く、184 団体（93.4%）であった。

【監事の設置状況】

区分	団体数	構成比率
有	197	79.8%
無	50	20.2%
合計	247	100.0%

【監事による監査の実施状況】

区分	団体数	構成比率
実施している	192	97.5%
実施していない	5	2.5%
合計	197	100.0%

【監事の役職等】

区分	団体数	構成比率
行政外の関係者	184	93.4%
他の行政機関の職員	3	1.5%
事務局外の市職員	10	5.1%
合計	197	100.0%

【意見】

団体の適正な運営のためには、監査機能は必要であると考えられることから、団体の役員等が定期的に監査を実施する体制を整備されたい。

2 まとめ

今回の行政監査では、本市の事務事業と関連のある任意団体等の事務局を市の特定の所属内に置き、当該団体が所有する現金、預貯金、有価証券等である公金外現金等の取扱いが職員により行われているものについて、事務処理、管理体制が適正に行われているかどうかについて、調査、分析を行った。

調査結果及び分析、またそれに対する意見は、それぞれの項目ごとに記したとおりである。

監査の結果、「預貯金通帳、口座届出印及び現金の施錠されていない場所での保管」「現金出納簿の未整備」「収入、支出伝票等書面によらない決裁」「予算書、決算書の未作成」など不適正な事務処理が見受けられた。

また、現金等の日常的な管理やその体制が不十分なものや担当職員に任せきりにされていると思われるものも多数見受けられ、多くの所属において不適正な事務処理や管理が行われている実態が浮き彫りとなった。

本来、公金外現金等の取扱いについては、公金と同様に地方自治法や山口市財務規則等の定めに基づいて適正に取り扱われなくてはならないものであるが、本市においては、公金外現金等に係る全庁的な事務処理要綱や事務処理マニュアルが定められておらず、事務に直接携わる職員の事務処理の拠りどころとなるものがないことが、事務処理や管理体制についての意識が希薄な一部の所属において、杜撰な取扱いが行われる一因となっていると思われる。

このような現状を改善するためには、その基準となる事務処理のルールを定め、そのルールに則った事務処理を行うよう統制していくことが必要と考える。

については、公金外現金等の取扱事務を統括する部署を明確にされるとともに、その事務処理の基準となる事務処理要綱等を整備され、全所属に対する周知及び研修の実施に取り組まれない。

また、各所属におかれては、特定の担当者に事務を任せきりにするのではなく、直接事務を行う職員とは別に管理監督責任者を明確に定め、不適正な事務が行われないよう定期的な確認を実施されたい。

最後に、今回の監査において職員が取り扱っている団体の事務内容は、自治、消防・防災、福祉、スポーツ・文化振興、農林水産振興など多岐にわたっており、それぞれ市政運営の充実や円滑化に資するとともに、住民支援組織としての重要な役割も担っているものである。

しかしながら、中には団体の公金外現金等の保管を主たる目的としているものなど、本来市が関与すべきではないと思われるものも見受けられる。また、一部の所属においては複数の団体の事務局を置き、その公金外現金等を取り扱うことが、職員の業務上の負担となっている実態もあると思われることから、あらためて事務の実態を精査され、その取扱いについて団体と協議を行うなど見直しも検討されたい。